

# 外国人雇用はルールを守って適正に！

～雇入れ・離職時の届出と  
適切な雇用管理は事業主の責務です～

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。

厚生労働省・愛知労働局・ハローワーク（公共職業安定所）・労働基準監督署をはじめ、政府全体で毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を実施しています。

外国人労働者の適正な雇用、労働条件の確保と不法就労の防止にかかる次の事項について、事業主はじめ国民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。

### ◆ 外国人を雇用する際の注意事項

- ◇ 外国人の就労は、「出入国管理及び難民認定法」（いわゆる「入管法」といいます。）により「技術・人文知識・国際業務」や「技能」、活動に制限のない「定住者」等の一定の在留資格を持つ在留期間内の者（パスポート、在留カード（外国人登録証明書）等に記載）に限られています。  
在留期間を経過して就労する場合や、資格外活動許可を受けていない「留学」や「家族滞在」の在留資格の者が就労した場合は不法就労となります。
- ◇ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法、労働保険（労災保険・雇用保険）をはじめとする労働関係法令や、社会保険（厚生年金・社会健康保険）が適用されます。
- ◇ 不法就労者を雇用した者やあっせんした者、また、集団密航者を雇用している者は、「入管法」により厳しい処罰を受けることがあります。  
違法な仲介業者から外国人を受入れないようにしてください。
- ◇ 採用にあたっては、ハローワーク（公共職業安定所）をご利用ください。
- ◇ 雇用対策法により、すべての事業主は、外国人労働者の雇用及び離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間、国籍などを確認し、ハローワークへ届出ること（外国人雇用状況の届出）が義務付けられています。

また、厚生労働省では、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の皆様が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容を、法律に基づき「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を策定しています。

事業主の皆様は、この指針に基づき、外国人の方々が在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人労働者の雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

※指針は厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

トップページ > 分野別の政策 > 雇用・労働 > 雇用 > 外国人雇用対策 > 事業主の方へ

## ◆ 外国人労働者相談コーナー

外国人労働者の労働条件の確保について、事業主等への啓発・指導等を行うとともに、英語、ポルトガル語による相談に応じています。

名称	住所・電話番号	相談時間・曜日・言語
愛知労働局 労働基準部監督課 外国人労働者相談コーナー	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 Tel052-972-0253	9時30分～16時30分 火・木: 英語 火・水・木・金: ポルトガル語
豊橋労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎 Tel0532-54-1192	9時30分～16時30分 火・木: ポルトガル語

※12時～13時は休憩時間とさせていただきます。

## ◆ 外国人雇用サービスコーナー等

次のハローワーク（公共職業安定所）等に通訳員を配置し、外国人求職者を対象とした職業相談、職業紹介を行っています。

配置所	電話番号	相談時間・曜日・言語
名古屋外国人 雇用サービスセンター	052-264-1901	10:00～12:00 13:00～18:00 月～金: ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語
名古屋南公共職業安定所	052-681-1211	9:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語 火: 英語
豊橋公共職業安定所	0532-52-7191	9:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語 火・水・木: スペイン語 月・水・金: 英語
豊橋外国人 職業相談センター	0532-57-1356	9:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語 火・水・木: スペイン語 月・水・金: 英語
岡崎公共職業安定所	0564-52-8609	10:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語・英語
一宮公共職業安定所	0586-45-2048	9:30～12:00 13:00～16:30 月～金: ポルトガル語
半田公共職業安定所	0569-21-0023	9:00～12:00 13:00～16:00 月・火: ポルトガル語 9:00～12:00 13:00～17:00 水: ポルトガル語
豊田公共職業安定所	0565-31-1400	9:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語 水・金: スペイン語
津島公共職業安定所	0567-26-3158	9:00～12:00 13:00～17:00 火・木: ポルトガル語
刈谷公共職業安定所	0566-21-5001	8:30～12:00 13:00～16:30 月: ポルトガル語 8:30～12:00 13:00～17:00 火・水・木・金: ポルトガル語 9:15～12:00 13:00～17:00 火・水・木: スペイン語・英語
西尾公共職業安定所	0563-56-3622	9:00～12:00 13:00～17:00 月・水: ポルトガル語
犬山公共職業安定所	0568-61-2185	9:00～12:00 13:00～17:00 月・火・木: ポルトガル語・スペイン語
豊川公共職業安定所	0533-86-3178	9:00～12:00 13:00～17:00 火・水・木: ポルトガル語
春日井公共職業安定所	0568-81-5135	9:00～12:00 13:00～17:00 月～金: ポルトガル語 木: 英語

## ◆ お問い合わせ先

◇ 外国人労働者の雇用などについては・・・

各ハローワーク（公共職業安定所）

名古屋外国人雇用サービスセンター（Tel：052-264-1901）

愛知労働局職業安定部職業対策課（Tel：052-219-5508）

◇ 外国人労働者の労働条件の確保については・・・

愛知労働局労働基準部監督課（Tel：052-972-0253）

◇ 愛知労働局のホームページもご利用ください。 <http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>